

白井市まちづくり審議会委員（市民）の公募に関する基準

1 趣旨

この基準は、「白井市審議会等の設置及び委員の選任に関する要綱」及び「白井市審議会等の委員の公募に関する基準」の規定に基づき、白井市まちづくり条例第45条第4項第2号の委員（市民）の一般公募に関し必要な事項を定める。

2 委員期間

令和8年1月19日から令和11年1月18日までの3年間

3 応募要件

- （1）満18歳以上で市内在住（住所を有し居住していること）・在勤・在学の方
- （2）年間数回行う平日の会議に出席できる方

4 応募方法

別紙「公募委員申込書」により10月21日（火）（消印有効）までに提出するものとする。

5 一般公募の周知方法

委員の公募は、広報しろい10月1日号及び市ホームページへの掲載、各センターのポスター等の掲示、配架により周知する。

6 一般公募選考方法等

- （1）提出された申込書をもとに下記基準にそって審査の上、市長が決定する。
- （2）選考結果は、応募者全員に文書で通知する。

7 一般公募選考基準

- 優先順位（1）応募の動機が委員の職務に照らし適切であること
- 優先順位（2）市政への参画経験が少ないこと
- 優先順位（3）居住地域のバランス
- 優先順位（4）男女比率のバランス
- 優先順位（5）年齢構成のバランス
- 優先順位（6）所属する団体、サークル等のバランス